

右之通面々、御普請役引被仰付候間、可被得其意候。以上。
(寛治三年)
子六月八日

原 與三右衛門
田伏 久米之助
田伏 彌右衛門

前田 對馬
今枝 民部
奥村 因幡
津田 玄蕃

二七年寄中より度々に被仰渡
役引之儀覺

覺

無役
御次番
御廣式番
奏者番
足輕頭
新番組御歩頭

五百石引

改作奉行
奥御小將
御奥小將横目
御近習番
葛卷新藏
小松御城番二人在留中

三百石引

定番頭
小松町奉行
宮腰町奉行
七尾町奉行
高岡町奉行
魚津町奉行
定番御馬廻御番頭
組外御番頭
拜借銀請取奉行
御普請道具調奉行

長棟・龜谷鉛奉行

里子奉行

右之通御普請役引可被申候。以上。

朱書。右年寄中より度々紙面を以申渡候寄書。

二八 當分御用懸役引等之儀御定

覺

一、當分御用懸、十日より上は役引可仕事。
朱書。御城下當分御用懸、千石以下は三百石引、千石以上は役引申間敷旨、年寄中附札有之。
一、死去人半納被下分は、死去前日迄役相勤、せがれ三ヶ一被下候はゞ、御一行御日付之翌日より役可仕事。
右之通被仰出候條、可被得其意候。以上。
寛文二年十二月五日

二九 役引殘知千石以内之者之儀
等御定

定

一、役引之面々、殘知千石より内は可爲銀役事。
一、御馬廻組頭、在江戸相頭より増下奉行出候者、如御定可爲五百石引。若引高無之候はゞ、五百石之圖り銀役之内を以可被下事。
一、役引役入御定之日限より十五日過書付出候者、役仕過候分は損にいたし、役入日限延引之分、御定之未進銀並に役銀可取立。但十五日より内に斷有之敷、遠所に罷在者は、其品により可有捨事。

一、無役之面々、江戸より罷歸役人に被仰付候者、御定之通歸休可爲役引事。
一、江戸道中日敷、三月より八月迄は片道十日、九月より明る二月迄は片道十二日之事。

一、京都道中、三月より八月迄は片道五日、九月より明る二月迄は片道六日之事。

一、肩下役人・杖突共に出人に可罷成分、地・他國共に食番人可相立事。

一、定杖・着到付・切手取并増歩には、食番人立間敷事。
一、何事によらず、休被下より役人出人に可相立事。